

令和
8年度

野々市ブランド認定品 販路開拓支援事業



申請の手引き等
詳細はこちらから

野々市ブランド認定事業者が意欲的に取り組む認定品の販路開拓の活動で、野々市ブランドのブランド力及び認知度の向上につながる事業について、市が費用を補助します。

補助金の額

補助率2/3、上限額20万円
※認定品1品につき3年度に1回まで

補助対象経費

備品購入費、広報費、旅費、
開発費、委託費、展示会等出
展費（小間料、小間装飾料、
出品物輸送料）

※車、パソコン等の汎用品は対象外

「ブランド認定されたことや認定マークを表示したチラシを作成したい」「JANコードを取得し認定品の取扱店舗を拡大したい」「認定品を改良しブランド力を向上させたい」「設備を導入し生産性を向上させたい」「展示会に出展してPRしたい」等

補助金交付までの流れ

①相談・問い合わせ

事業を始める前にご相談ください。
申請前に事業を開始してしまった場合は補助金を受け取ることができません。

②補助金交付申請

申請順に受付し、予算がなくなり次第、年度内の受付を終了します。

- ・交付申請書
- ・事業計画書
- ・事業内容や収支の資料（見積書など）
- ・市税の未納がない旨の証明（3か月以内発行）
- ・代表者身分証明書の写し

③事業実施

交付決定通知を受け取ったら事業を開始してください。

事業は自ら定めた期間内（遅くとも年度内に完了）してください。

④実績報告

事業完了後30日以内（遅くとも年度内）に速やかに実績報告書を提出してください。

- ・実績報告書
- ・実績報告書別紙
- ・請求書
- ・支出がわかる書類
※本体価格（税別）がわかるもの（領収書写し、振込控え、画面プリントアウト等）
- ・事業成果の分かるもの
※コピー可
※改修工事、設備導入、物品購入、展示会等参加→写真
※広告、宣伝→実際に発行された広告物、WEB画面など



お問い合わせ 野々市市役所 地域振興課

☎ 076-227-6160 ✉ chiiki@city.nonoichi.lg.jp